

議案第 2 2 号

上越市ふるさと上越応援基金条例の制定について
上越市ふるさと上越応援基金条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市ふるさと上越応援基金条例

(設置)

第 1 条 本市を応援するために寄せられた寄附金を活用し、寄附者の意向を踏まえた、本市の地域振興及び諸課題の解決を図る事業並びに地域再生法（平成 1 7 年法律第 2 4 号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、上越市ふるさと上越応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、その設置の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。